

高知大学国際連携推進委員会規則

令和4年10月3日

規則第51号

最終改正 令和6年3月25日規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構規則第5条の2第2項の規定に基づき、高知大学国際連携推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流及び国際交流企画に関する事項
- (2) 国際交流活動の評価に関する事項
- (3) 国際交流協定に関する事項
- (4) その他全学的な国際連携の推進に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) グローバル教育支援センター長
- (3) 総合研究センター長
- (4) 次世代地域創造センター長
- (5) 各学部、黒潮圏総合科学専攻及びセンター連絡調整会議から選出された教員 各1人
- (6) 研究国際部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第2号から第6号までの委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第9条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

2 この規則の施行後、最初に選出される第3条第5号及び第7号に定める委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和6年3月25日規則第77号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。